



金融審議会

我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ
個人向け信託ビジネスの今後を考える

2012年1月11日

中央大学大学院 戦略経営研究科 教授

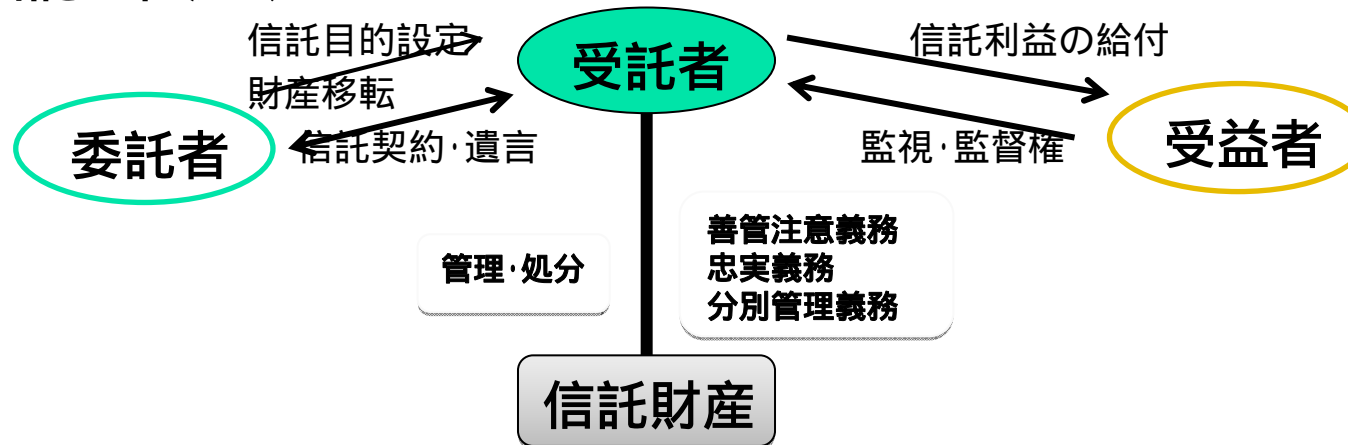
杉浦 宣彦

CHUO GRADUATE SCHOOL OF
STRATEGIC
MANAGEMENT



信託の仕組みと機能

■ 信託の仕組み



■ 信託の特徴 → 柔軟な金融サービスの提供が可能

信託の機能

財産管理機能 委託者や受益者に代わって、専門家である受託者に財産の管理・処分を委ねることができる。

転換機能 信託することにより信託財産が信託受益権という権利となる。信託目的に応じ、その財産の属性や数、財産権の性状などを転換することが可能。

倒産隔離機能 信託された財産は、受託者の名義となることから委託者倒産の影響を受けない
+ 信託財産は、受託者の債権者による強制執行が禁じられているため、受託者の倒産の影響を受けない。



信託法・信託業法改正により信託業はどう変わってきたか

- 2006年改正信託法改正
(2004年信託業法改正)

受益者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化
受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備
多様な信託の利用形態に対応するための制度を整備
受託財産の制限撤廃



様々な新しいタイプの信託業務が可能に…。
例) 特定寄付信託、知的財産信託、担保権の信託、
後継ぎ遺贈型信託、ESOP信託、目的信託、
受益証券発行信託、事業信託、排出権信託、
信託型ライセンス等



- 信託業への参入と信託業の活性化
信託兼営銀行以外に現在13社もの運用型・管理型
信託会社が存在。

一 新類型の信託の受託状況

| | 平19 | 平20 | 平21 | 平22 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受益証券発行信託 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 限定責任信託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 目的信託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己信託 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 事業信託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 担保権信託 | 1 | 217 | 12 | 11 | 241 |
| 遺言代用信託 | 0 | 0 | 13 | 44 | 57 |
| 受益者連続信託 | 0 | 0 | 2 | 9 | 11 |



個人向け信託の事例

■ 福祉型信託

(1) 高齢者や障害者の生活を支援するための信託

個別なニーズが高い。

一般市民の中の高齢者や障害者など支援を要する人が対象
プライベート・バンキングの領域より少額である。

信託財産も不動産や預貯金等を取り混ぜた総合的な信託
運用よりも財産保全と管理が重視される。

信託当事者である高齢者や障害者等に対する身上監護的な
部分が求められる。

高額な信託報酬は期待できない。収支バランスのとれたビジネス
モデルの構築は難しい。

公益的要素や人助会的な要素が期待される。

任意代理契約、任意後見制度、法的後見、遺言等と隣接

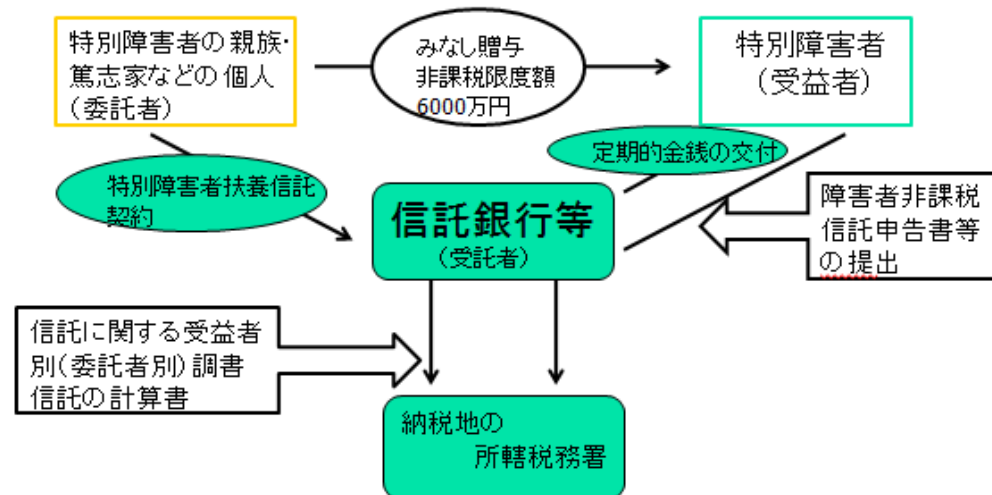


(2) 福祉型信託の信託商品の实例

信託銀行の特約付き金銭信託 (パーソナルトラスト)

遺言信託との組み合わせ。必要に応じて受益者への財産の交付に関する同意・指図等を行う同意者ないしは受益者代理人の存在を予定していること。預金保険制度の対象。

特定贈与信託





老人ホームにおける入居者利益保護のための信託 有料老人ホームの経営安定化ならびに入居者保護の ための法的手段

例)・ホーム運用者サイドから

建物建設賃貸型土地信託、不動産設備信託、動産設備
信託等の方法が現在活用可能。

・ホーム利用者サイドから

入居金の信託、民事信託の活用によるホーム利用者サイド
からの信託活用

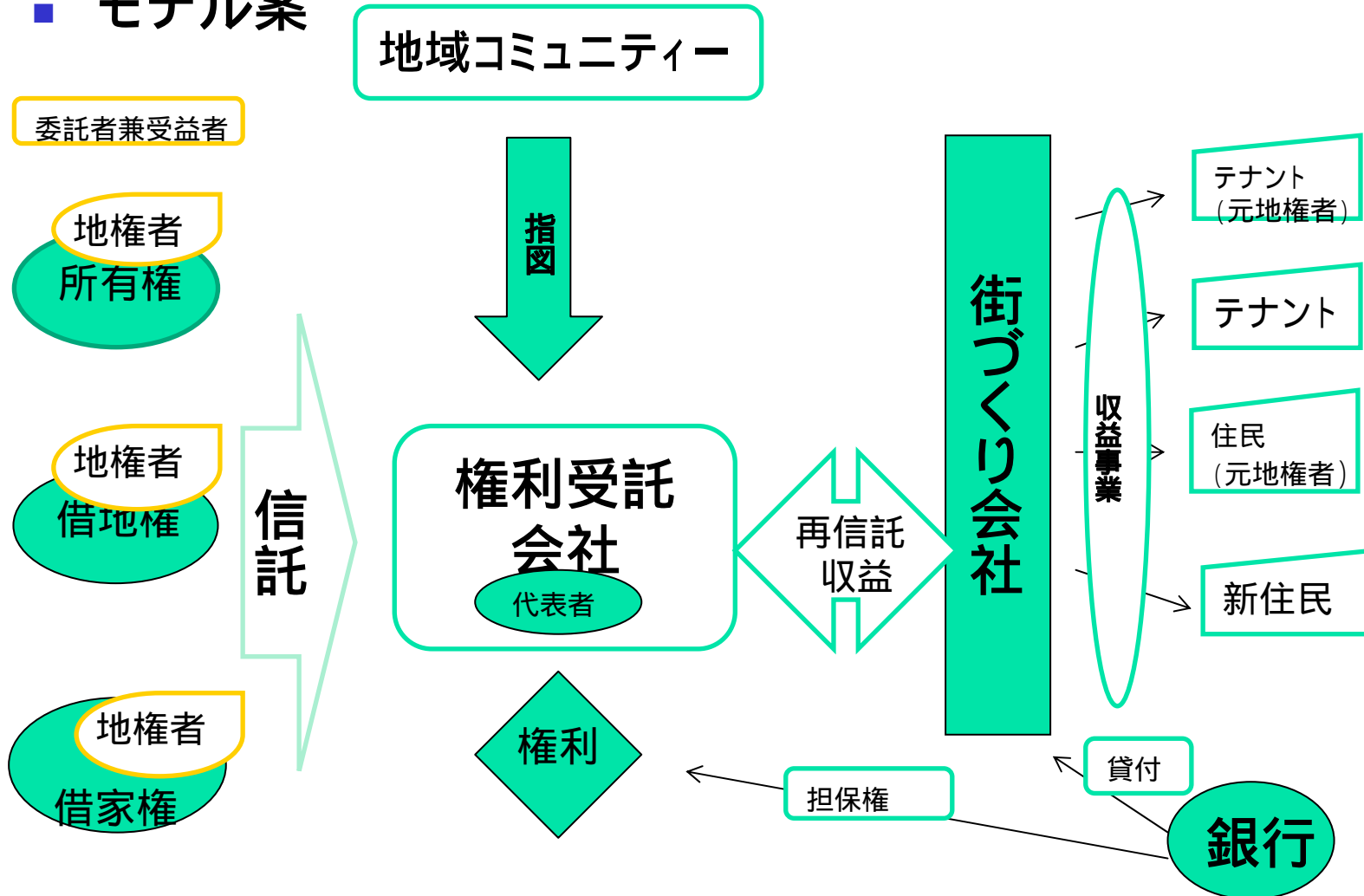


信託の意思凍結機能や倒産隔離機能等による
経営安定化と永続性の確保が可能になる。



新たな信託の可能性 ー街づくり信託を考える

■ モデル案





- 現段階では実現していないものの…

従来から地方都市の活性化等(例:シャッター商店街問題)の解決手法としての可能性が指摘されてきた。

ポイント:地域コミュニティが主体 (ファンドではない)

= 地元を知る人、根付こうとする人達が受託会社の代表に。

信託の財産の長期的かつ集団的管理機能、倒産隔離機能が活かせる。

- 調整すべき課題

地域コミュニティのまとまりと地域を知る適材な経営主体があれば実現可能性はあるが、調整すべき課題もある。

地権者と信託条件

委託者の意思凍結をどう図るのか。 信託期間をどの程度とするのか。

地権者と受益権譲渡の問題。

権利受託会社はどのような会社であるべきか

信託業法上の問題、受託会社をどのようにモニタリングするのか。

街づくり会社の経営主体をどうするのか？

具体的な経営者像、テナントコントロールの問題





信託ビジネスの拡充のために求められること

1. 信託の担い手論の再検討

(1) 信託銀行・信託会社の限界点

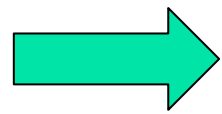
当局からの監督制度は充実している 業界の信用力維持にも関連
コストと利益を考えると、少額の信託財産の場合、受託は困難。

銀行法等との関連で、直接、福祉業務を行うのは困難。

(2) 親族等の個人が受託者になれるのか？

重い受託者責任を背負えるのか？

成年後見制度でもすでに問題点が指摘されている。



福祉型信託等、特定の業務範囲について、参入基準や
行為規制についての緩和の検討も必要か。

公益法人、NPO法人、社会福祉法人等の信託への参入の可能性

(1)の限界点が下がる可能性 = 信託プロによる個人信託ビジネス
の拡大

個人向け信託ビジネスの拡充につながるのでは…



2. 税制度の問題をどうするのか？


信託に対する収益については、受益者に発生時課税される信託(受益者等課税信託)が原則だが、新類型の信託についてもいくつかの問題が指摘されている。

受益者連続信託 後続受益者が二重課税される。

(事業承継と関連した場合) 事業承継税制の適用の問題

遺留分減殺請求の対象

非上場株式の価値評価

 米国や英国での信託の活用・発展は、相続税制との確執から・・・

街づくり信託

二重課税回避のための税務申告の煩わしさ

委託者兼当初受益者の税務申告手続き負担の軽減